

市第 195 号議案

横浜市固定資産評価審査委員会条例の一部改正

横浜市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年 2 月 16 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

横浜市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年10月横浜市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 436 条の規定」を削り、「記録の」の次に「作成及び」を加える。

第 4 条第 1 項中「第 432 条の規定による」を「第 432 条第 1 項の」に、「各 1 通」を「2 通」に改め、同条中第 3 項を第 5 項とし、同条第 2 項中「前項の」を削り、「次の各号に掲げる事項を記載し、申出者」を「審査を申し出る者（以下「申出者」という。）」に、「または」を「又は」に、「とき」を「場合にあつて」に改め、「管理人、」及び「総代、」の次に「申出者が」を加え、「署名押印しなければならない」を「押印しなければならない」に改め、同項各号を削り、同項を同条第 3 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

- 4 審査申出書の正本には、申出者が法人その他の社団又は財団である場合にあつては代表者又は管理人の資格を証する書面を、申出者が総代を互選した場合にあつては総代の資格を証する書面を

、申出者が代理人によって審査の申出をする場合にあっては代理人の資格を証する書面を、それぞれ添付しなければならない。

第 4 条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 法第 432 条第 2 項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 19 条第 2 項の条例で定める事項は、法第 433 条第 2 項ただし書に規定する口頭で意見を述べる機会を求めるときはその旨とする。

第 5 条から第 7 条までを次のように改める。

（代表者等の資格の証明等）

第 5 条 申出者の代表者若しくは管理人、総代又は代理人の資格は、前条第 4 項の規定の適用がある場合のほか、書面で証明しなければならない。法第 432 条第 2 項において準用する行政不服審査法第 12 条第 2 項ただし書に規定する特別の委任についても、同様とする。

- 2 申出者は、前条第 5 項の規定の適用がある場合のほか、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第 6 条及び第 7 条 削除

第 10 条第 1 項から第 3 項までを次のように改める。

法第 433 条第 11 項において読み替えて準用する行政不服審査法第 29 条第 1 項本文の規定による審査申出書の送付は、審査申出書の副本によってする。

- 2 弁明書は、正副 2 通を提出しなければならない。
- 3 法第 433 条第 11 項において読み替えて準用する行政不服審査法第 29 条第 5 項の規定による弁明書の送付は、弁明書の副本によっ

とする。

第10条中第 4 項を第 6 項とし、第 3 項の次に次の 2 項を加える。

4 反論書は、正副 2 通を提出しなければならない。

5 法第 433 条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第30条第 3 項の規定による反論書の送付は、反論書の副本によつてする。

第13条の次に次の 3 条を加える。

(交付の求め)

第13条の 2 法第 433 条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第 1 項の規定による交付の求めは、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

(1) 交付に係る法第 433 条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第 1 項に規定する書類若しくは資料（以下「対象書類等」という。）又は交付に係る法第 433 条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第 1 項に規定する電磁的記録（以下「対象電磁的記録」という。）を特定するに足りる事項

(2) 対象書類等又は対象電磁的記録について求める交付の方法（次条各号に掲げる交付の方法をいう。）

(3) 対象書類等又は対象電磁的記録について第13条の 4 に規定する送付による交付を求める場合にあっては、その旨

(交付の方法)

第13条の 3 法第 433 条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第 1 項の規定による交付は、次のいずれかの方法によつてする。

- (1) 対象書類等の写しの交付にあつては、当該対象書類等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付
- (2) 対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付にあつては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付
(送付による交付)

第13条の4 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を受ける申出者は、横浜市行政不服審査条例（平成27年12月横浜市条例第71号）第2条の規定により納付しなければならない手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象書類等の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提 案 理 由

行政不服審査法の施行に伴う地方税法の一部改正に伴い、関係規定の整備を図る等のため、横浜市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市固定資産評価審査委員会条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（目的）

第 1 条 この条例は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 436 条の規定に基づき、横浜市固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）の審査の手続、記録の作成及び保存その他審査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（審査の申出）

第 4 条 法 第 432 条第 1 項の第 432 条の規定による審査の申出は、審査申出書正副 2各通1 通を固定資産所在の区の区長を経由して委員会に提出してこれをしてしなければならない。

2 法第 432 条第 2 項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 19 条第 2 項の条例で定める事項は、法第 433 条第 2 項ただし書に規定する口頭で意見を述べる機会を求めるときはその旨とする。

32 前項の審査申出書には、審査を申し出る者（以下「申出者」という。）次の各号に掲げる事項を記載し、申出者（申出者が法人その他の社団又は財団である場合にあつては代表者又は管理人、申出者が総代を互選した場合にあつては総代、申出者が代理人によって審査の申出をする場合にあつては代理人）が押印しなければならない署名押印しなければならない。

(1) 申出者の氏名及び住所（申出者が法人その他の社団又は財団であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）

(2) 申出者が、法人その他の社団もしくは財団であるとき、総代を互選したとき、または代理人によって審査の申出をするとき

は、その代表者もしくは管理人、総代または代理人の氏名及び住所

(3) 申出の趣旨及び理由

(4) 口頭で意見を述べることを求めるときは、その旨

(5) 申出の年月日

4 審査申出書の正本には、申出者が法人その他の社団又は財団である場合にあっては代表者又は管理人の資格を証する書面を、申出者が総代を互選した場合にあっては総代の資格を証する書面を、申出者が代理人によって審査の申出をする場合にあっては代理人の資格を証する書面を、それぞれ添付しなければならない。

$\frac{5}{3}$ (本文省略)

(代表者等の資格の証明等)
(審査申出書の受理)

第 5 条 申出者の代表者若しくは管理人、総代又は代理人の資格は、委員会が審査申出書が提出された場合には、すみやかに、前条第 4 項の規定の適用がある場合のほか、書面で証明しなければならない。法第 432 条第 2 項において準用する行政不服審査適法に記載され、且つ、提出期限内に提出された場合には、これ法第 12 条第 2 項ただし書に規定する特別の委任についても、同様を受理しなければならないとする。

2 申出者は、前条第 5 項の規定の適用がある場合のほか、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

(審査申出書の却下)

第 6 条及び第 7 条 削除

第 6 条 委員会は、審査申出書の記載事項に欠陥がある場合は、期限を定めて申出者にその欠陥を補正させなければならない。

2 委員会は、前項の場合において申出者が所定の期限までに欠陥

を補正しなかったときは、審査申出書を却下しなければならない。

第 7 条 削除

(書面審理)

第 10 条 法第 433 条第 11 項において読み替えて準用する行政不服審査法第 29 条第 1 項本文の規定による審査申出書の送付は、審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期
限を定めて正副各 1 通の弁明書の提出を求めるものとする。

2 弁明書は、正副 2 通を提出しなければならない。
委員会は、弁明書の提出があったときは、申出者に対し、その

副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければ
ならない。

3 法第 433 条第 11 項において読み替えて準用する行政不服審査法
申出者は、弁明書の副本の送付を受けたときは、委員会が定め
第 29 条第 5 項の規定による弁明書の送付は、弁明書の副本によっ
る期間内に、これに対する反論書を提出することができる。
てする。

4 反論書は、正副 2 通を提出しなければならない。

5 法第 433 条第 11 項において読み替えて準用する行政不服審査法
第 30 条第 3 項の規定による反論書の送付は、反論書の副本によっ
てする。

6
4 (本文省略)

(交付の求め)

第 13 条の 2 法第 433 条第 11 項において読み替えて準用する行政不
服審査法第 38 条第 1 項の規定による交付の求めは、次に掲げる事
項を記載した書面を提出してしなければならない。

(1) 交付に係る法第 433 条第 11 項において読み替えて準用する行
政不服審査法第 38 条第 1 項に規定する書類若しくは資料（以下
「対象書類等」という。）又は交付に係る法第 433 条第 11 項に

において読み替えて準用する行政不服審査法第 38 条第 1 項に規定する電磁的記録（以下「対象電磁的記録」という。）を特定するに足りる事項

(2) 対象書類等又は対象電磁的記録について求める交付の方法（次条各号に掲げる交付の方法をいう。）

(3) 対象書類等又は対象電磁的記録について第 13 条の 4 に規定する送付による交付を求める場合にあっては、その旨（交付の方法）

第 13 条の 3 法第 433 条第 11 項において読み替えて準用する行政不服審査法第 38 条第 1 項の規定による交付は、次のいずれかの方法によってする。

(1) 対象書類等の写しの交付にあっては、当該対象書類等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付

(2) 対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付にあっては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付
（送付による交付）

第 13 条の 4 法第 433 条第 11 項において読み替えて準用する行政不服審査法第 38 条第 1 項の規定による交付を受ける申出者は、横浜市行政不服審査条例（平成 27 年 12 月横浜市条例第 71 号）第 2 条の規定により納付しなければならない手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象書類等の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。